

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第20号
件名	文京区における緑化計画の手続き及び緑化基準の強化を求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子 国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区は、「緑地の保全と緑化の目標」における「緑の量」について、①緑被率（文京区全体の面積に対する緑で被われた土地の面積の割合）、②一人当たりの公園面積（整備された公園の総面積を文京区の総人口で割った数値）、③身近な公園の面積率（文京区全体の面積に対する住区基幹公園の総面積の割合一人当たりの公園面積）を掲げ、①は平成11年の16.0%から概ね20年後（平成31年頃）に17.0%、②は3.2㎡/人から5.0㎡/人、③は1.8%から3.0%にする目標数値を設定しました。

しかし、平成30年に実施した「第8次文京区緑地実態調査報告書」によると、①は18.4%と目標を上回ったものの、平成元年の18.5%を下回る水準であり、②は2.5㎡/人、③は約2.1%と、②③とも目標を大きく下回っています。また「緑被率」とともに緑の量を把握するための手法として用いられる「緑視率」（人間の視野に近い画角を想定して撮影された写真を用い、その中に占める樹木等の緑の面積占有率から算出される緑の量）も、平成30年は14.2%と、平成7年（15.4%）より低い水準になっています。一方、区内全域の緑化余地は5.66haであり、前回調査（平成24年）よりも2.4ha減り、前々回調査（平成16年）からは3.1ha減り、緑化余地は減少傾向にあります。

また、文京区の「みどりの保護条例」に基づく緑化計画書の手続きを、東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑化計画書の手続きに一元化することについては、「緑の考え方が都と区の相違点が多い」（令和元年6月27日建設委員会におけるみどり公園課長答弁）あり、文京区の方が「少し厳しくなって」（同）いる上、「芝等の地被類を認めるとか、認めないとかいうところの違い」（同）があるなど「同等のものではないので、一元化について難しい」（同）とのことでした。

そこで、貴議会に対し、東京都や都内23区の事例を参考に、緑化計画の手続き及び緑化基準の強化に向け、区に働きかけて頂きたい、以下の請願を致します。

## 請願事項

- 1 東京都と文京区の「緑化計画書」に関する手続きと基準の相違点を調査・研究した上で、全ての項目について東京都と同水準か東京都を上回る水準の基準とするよう検討してください。
- 2 世田谷区では、敷地面積が250㎡以上の建築物の新築又は増築を行う場合に「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書」の届出・申請対象とするだけでなく、同150㎡以上250㎡未満でも「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」の提出を必要とするなど、敷地面積に応じたきめ細かな手続きや基準を設けています。文京区においても200平方メートル未満の民間施設について「緑化計画書」あるいは「緑化計画書」に準じた何らかの届出を必要とするような仕組みを検討してください。